

# 慶應義塾ミュージアム・commons寄贈寄託芸術資料取扱要領

2021年1月1日

## (目的)

第1条 この要領は、慶應義塾ミュージアム・commons (Keio Museum Commons, 以下「KeMCo」という。)における芸術資料の寄贈寄託に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受託)

第2条 芸術資料の所有者(以下「所有者」という。)から寄贈または寄託の申入れがあったときは、この要領の定めるところにより、KeMCoは、これを受贈または受託することができる。

2 受贈受託することができる芸術資料は、慶應義塾ミュージアム・commons芸術資料収集・保管方針に適合する資料とする。

## (寄贈寄託申請書の提出)

第3条 所有者が芸術資料を寄贈寄託しようとするときは、慶應義塾ミュージアム・commons芸術資料寄贈寄託申請書(別記第1号様式。以下「寄贈寄託申請書」という。)をKeMCo 機構長(以下「機構長」という。)へ提出することとする。

## (了承)

第4条 機構長は、寄贈寄託申請書を受理し第2条第2項に適合する芸術資料であり寄贈寄託を適当と認めるときは、KeMCo 評議会に諮問し、了承を得るものとする。また、機構長は受贈受託する資料に応じて、慶應義塾美術品管理運用委員会への諮問、担当理事との協議を行うことができる。

(受贈受託書の交付と受贈感謝状贈呈)

第5条 機構長は、第4条で了承された芸術資料を受贈受託するときは、慶應義塾ミュージアム・コモنز芸術資料受贈受託書（別記第2号様式。以下「受贈受託書」という。）を所有者へ交付する。

2 受贈に関しては、慶應義塾総務部へ報告し、慶應義塾機関紙上の寄付報告への記載及び塾長名の感謝状を贈呈することができる。

(受託期間)

第6条 受託期間は2年間とし、初回については受託書交付の日から3度目の3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは、機構長はこれを短縮することができる。

2 受託期間の終了に際して寄託終了の意志が寄託者から提示されない場合については、自動的に受託期間を更新するものとする。

(期間更新)

第7条 機構長は、寄託者の承諾を得て、受託期間を更新することができる。

2 寄託者は、寄託期間の更新を希望するときは、慶應義塾ミュージアム・コモنز芸術資料寄託期間更新申請書（別記第3号様式。以下「更新申請書」という。）を機構長へ提出することとする。

3 機構長は、更新申請書を受理し内容が適当と認めるときは、慶應義塾ミュージアム・コモنز芸術資料受託期間更新書（別記第4号様式。以下「受託更新書」という。）を寄託者へ交付する。

(返還)

第8条 寄託者は、寄託芸術資料の返還を受けようとするときは、原則として返還希望日の1か月前までに、慶應義塾ミュージアム・コモنز寄託芸術資料返還請求書（別記第5号様式。以下「返還請求書」という。）を機構長へ提出することとする。

- 2 機構長は、返還請求書を受領し内容が適当と認めるときは、当該寄託芸術資料を返還し、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄託芸術資料返還通知書（別記第6号様式）を寄託者へ交付する。
- 3 寄託者は、当該寄託芸術資料を受領するときは、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄託芸術資料受領書（別記第7号様式）を機構長へ提出することとする。
- 4 機構長は、慶應義塾の都合により寄託芸術資料を寄託者へ返還するときは、返還予定日の1か月前までに寄託者へ書面をもって通知することとし、寄託者は、返還予定日まですみやかに当該寄託芸術資料の引渡しを受けるものとする。

（芸術資料の保管）

第9条 KeMCo は、KeMCo が収蔵する芸術資料と同様に、寄託芸術資料の分類整理及び記録の作成を行い、安全かつ良好な状態で保管しなければならない。

（芸術資料の展示等）

第10条 KeMCo は、寄託芸術資料について展示を行うことができる。

- 2 KeMCo は、寄託芸術資料について撮影等を行い、その結果を公表することができる。
- 3 KeMCo は、寄託芸術資料について、寄託者の承諾があった場合に限り、第三者への貸出し及び掲載許可を行うことができる。

（芸術資料の修復）

第11条 KeMCo は、寄託者の承諾を得た上で、寄託芸術資料の修復を行うことができる。

附 則

この要領は、2021年1月1日から施行する。

別記

第1号様式

## 慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料寄贈寄託申請書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
資料の所在地	
寄託期間*	受託された日から 年 月 日まで

\* 寄託の場合記入

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第3条により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへの寄贈／寄託を申請します。

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 殿

年 月 日

住 所 :

電 話 :

氏 名 :

印

第2号様式

慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料受贈受託書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
受託期間*	年 月 日から 年 月 日まで

\* 寄託の場合記入

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第5条により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへ受贈／受託しました。

様

年 月 日

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 印

慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料寄託期間更新申請書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
寄託開始年月日	年 月 日
更新後の寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第7条第2項により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへの寄託の期間更新を申請します。

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 殿

年 月 日

住 所 :

電 話 :

氏 名 :

印

慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料受託期間更新書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
受託開始年月日	年 月 日
更新後の受託期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第7条第3項により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへの受託期間を更新しました。

様

年 月 日

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 印

慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄託芸術資料返還請求書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
寄託開始年月日	年 月 日
直近の寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還希望日	年 月 日

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第8条第1項により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへ寄託している美術資料の返還を請求します。

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 殿

年 月 日

住 所 :

電 話 :

氏 名 :

印



### 慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄託芸術資料返還通知書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
寄託開始年月日	年 月 日
直近の寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還日	年 月 日

上記について、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第8条第2項により、慶應義塾ミュージアム・コモンズへ寄託している美術資料を返還します。

様

年 月 日

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 印

慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄託芸術資料受領書

作 者 名	
資 料 名	
種 別	
制 作 年	
技法・材質・寸法	
付 属 品	
寄託開始年月日	年 月 日
直近の寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで

\* 受託書または直近の受託更新書を添付のこと。

上記について、本日、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領第8条第3項により受領しました。

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 機構長 殿

年 月 日

住 所 :

電 話 :

氏 名 :

印